

令和 7 年10月 5 日執行予定
上市町長選挙及び上市町議会議員選挙

選挙運動費用の公費負担について

上市町選挙管理委員会

目 次

1	選挙運動費用の公費負担制度について……………	1
2	拡大された公費負担の対象（条例等に基づき公費負担されるもの） ……	1
3	対象となる候補者……………	1
4	供託について……………	1
5	公費負担の限度額……………	2
6	公費負担の手続方法等……………	6
7	手続の流れ……………	9
8	選挙運動費用収支報告書の記載について……………	15

1 選挙運動費用の公費負担制度について

公費負担制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぐことを目的とし、候補者の選挙運動の費用を自治体が負担する制度です。

候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を無料で行うことができます。

ただし、供託物が没収される候補者には、この制度は適用されません。

2 公費負担の対象（条例等に基づき公費負担されるもの）

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担を受けることができる候補者は、供託物没収点以上の得票数を得た候補者です。供託物没収点以上の得票数を得ることができなかった候補者は、選挙運動費用全額を自己負担しなければなりません。

4 供託について

立候補しようとする者又は他人を候補者として届出しようとする者は、候補者一人につき、次のとおり現金又はこれに相当する額面の国債証書（振替国債を含む。）を、あらかじめ法務局又は地方法務局へ供託しなければなりません。

なお、選挙の結果、当該候補者の得票が一定の得票数（供託物の没収点）に達している場合には、当選、落選に関係なく供託物は返還されます。

選挙の種類	供託の額	供託物の没収点
町議会議員	15 万円	有効投票の総数÷議員の定数（12 人）×1/10
町長	50 万円	有効投票の総数×1/10

（例） 有効投票の総数が 12,000 票の場合

町議会議員選挙の没収点は、100 票、町長選挙の没収点は、1,200 票となります。

5 公費負担の限度額

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者1人当たりの限度額との両方が定められています。契約した額のうち、この限度額を超える部分については、公費負担の対象外となります。なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合は、その契約した額の全額が公費負担の対象となります。

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約の区分		公費負担の対象	公費負担の限度額
① 一般運送契約 (ハイヤー方式)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る。）	64,500 円/日×（候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数）
② 一般運送契約以外の契約 (レンタル方式)	自動車の借入契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る。）	16,100 円/日×（候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数）
	燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円/日×（候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数）
	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（1日につき1人に限る。）	12,500 円/日×（候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数）

※契約区分の①と②のどちらかを選択して契約する必要があります。①と②を併用することはできません。一般運送契約とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借入れる契約方式です。

※最大で1日当たりの限度額に届出日（告示日）から選挙期日の前日までの日数（5日）を乗じて得た額を公費で負担します。

※選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）1日分のみが公費負担の対象になります。

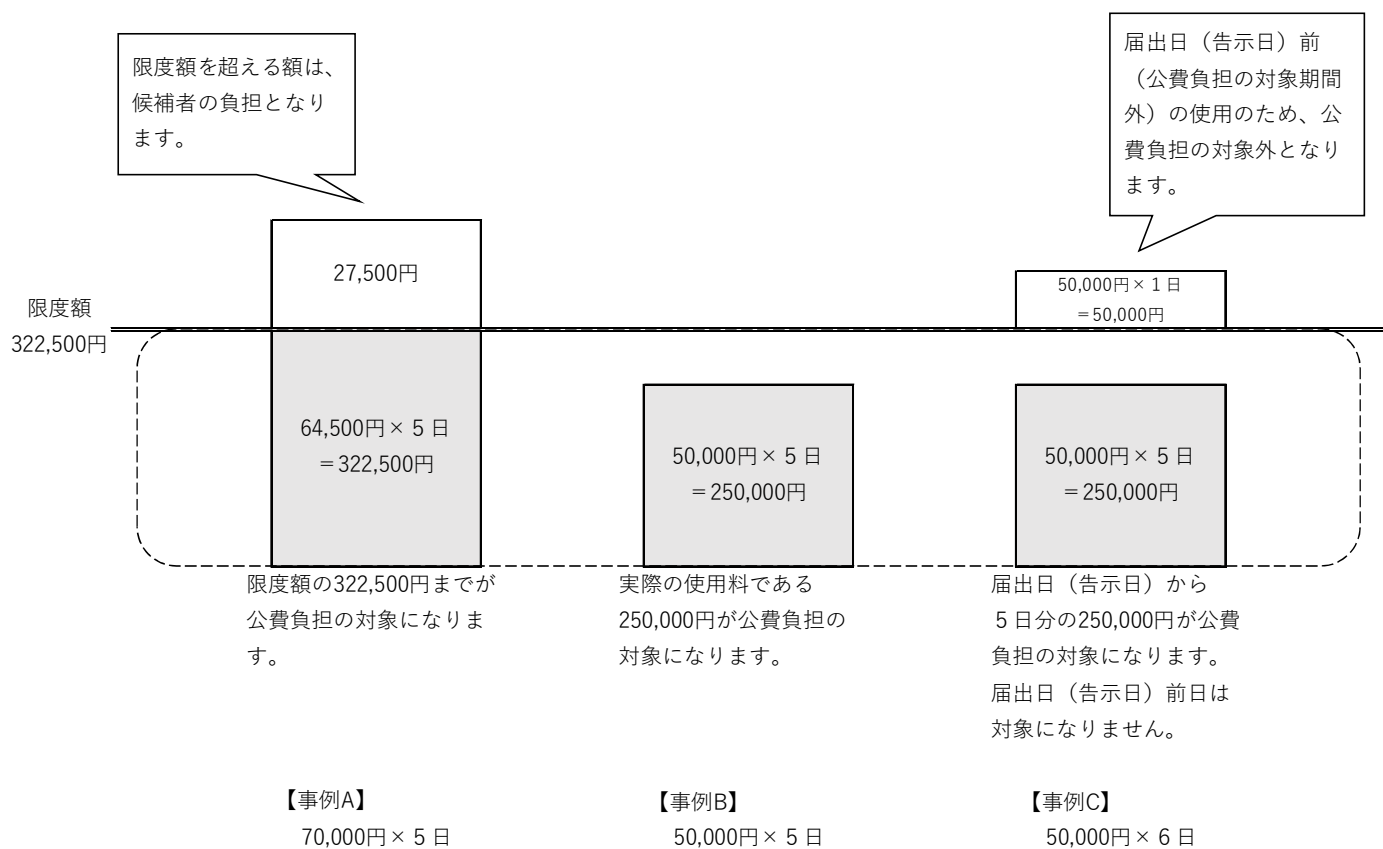
(例) 選挙運動用自動車の使用 (公費負担の限度額 64,500 円 × 5 日間 = 322,500 円)

事例 A : 自動車を 1 台、1 日 70,000 円で 5 日間使用する契約をした場合

事例 B : 自動車を 1 台、1 日 50,000 円で 5 日間使用する契約をした場合

事例 C : 自動車を 1 台、1 日 50,000 円で 6 日間使用する契約をした場合

※自動車に看板を取り付ける等の準備をするため、告示日前日を含めて使用する契約をした場合



(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	作成単価の上限 (①)	作成枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) $\times$ (作成枚数と②の少ない方の枚数)	8 円 38 銭	町議員 1,600 枚 町 長 5,000 枚

※選挙ごとに作成単価と作成枚数にはそれぞれ上限があります。

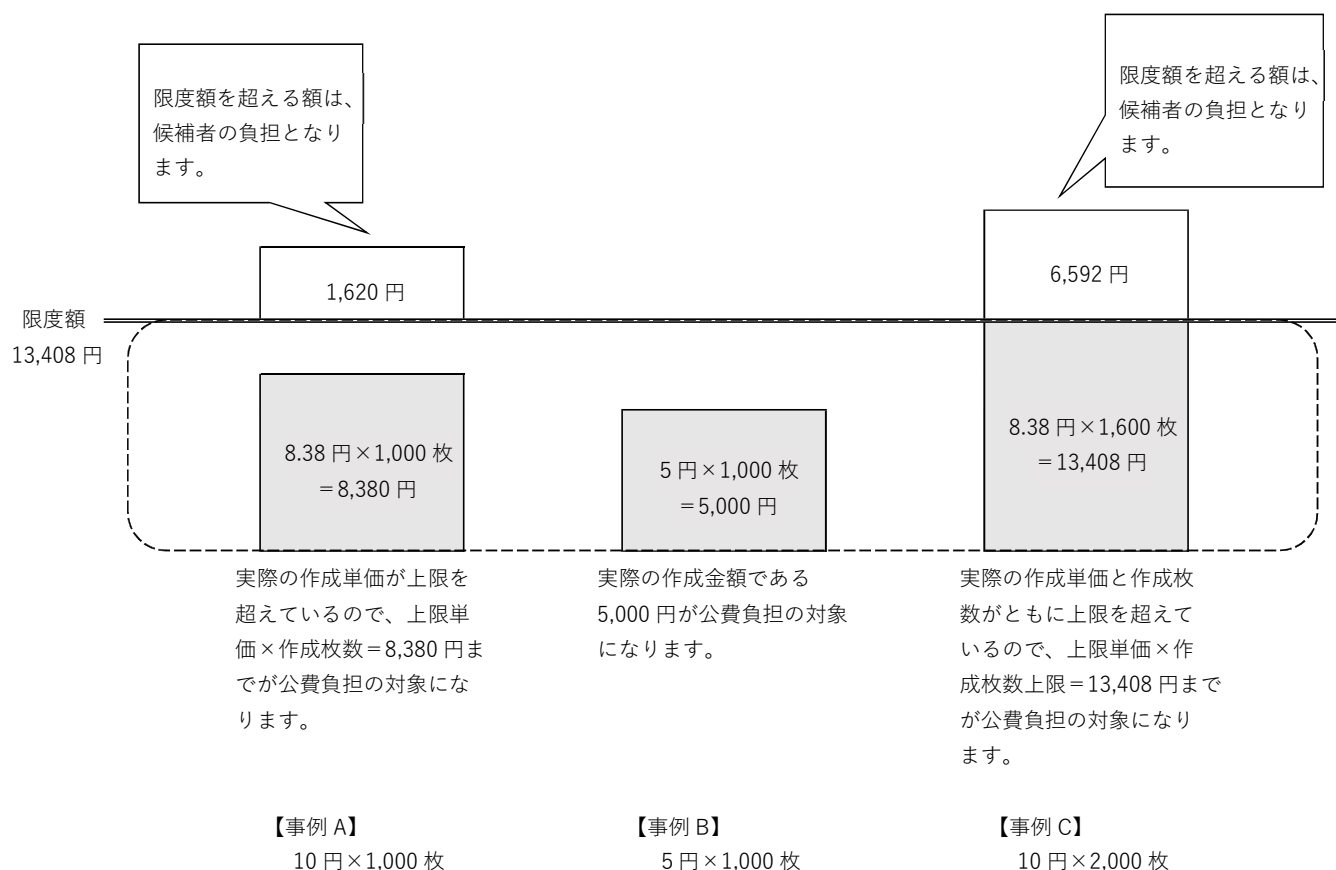
(例) 選挙運動用ビラの作成

(公費負担の限度額 (町議会議員選挙の場合) : 8 円 38 銭 $\times$ 1,600 枚 = 13,408 円)

事例 A : ビラの単価 10 円で 1,000 枚作成する契約をした場合

事例 B : ビラの単価 5 円で 1,000 枚作成する契約をした場合

事例 C : ビラの単価 10 円で 2,000 枚作成する契約をした場合



(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	作成単価の上限 (①)	作成枚数の上限 (②)
$\begin{array}{c} \text{(作成単価と①の少ない方の額)} \\ \times \\ \text{(作成枚数と②の少ない方の枚数)} \end{array}$	$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数 (87 箇所)} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数 (87 箇所)}} = 4,222 \text{ 円}$	ポスター掲示場の数 (87 箇所) = 87 枚

※作成単価と作成枚数にはそれぞれ上限があります。

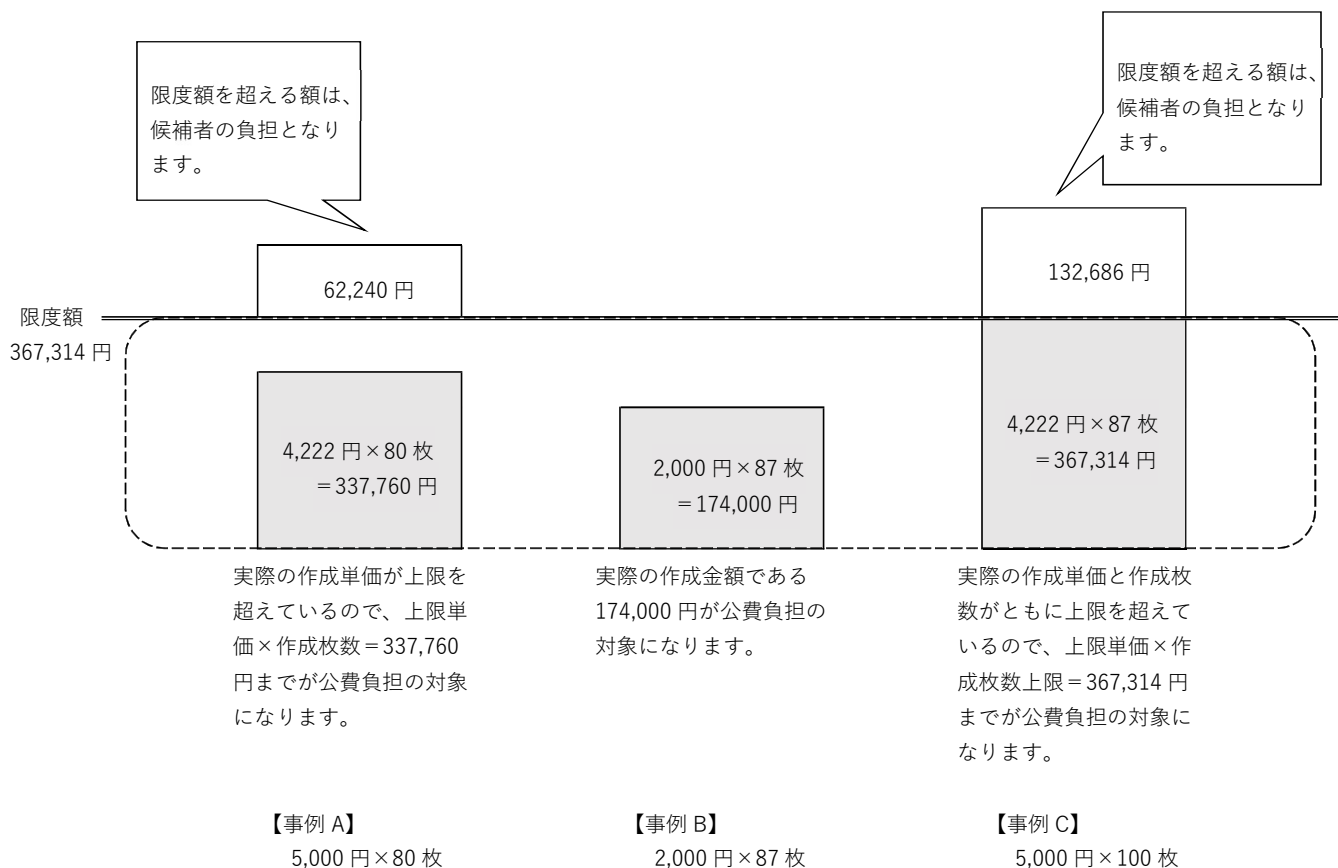
※ポスター掲示場の数が変わると、作成単価の上限も変わります。

(例) 選挙運動用ポスターの作成 (公費負担の限度額 : 4,222 円×87 枚=367,314 円)

事例 A : ポスターの単価 5,000 円で 80 枚作成する契約をした場合

事例 B : ポスターの単価 2,000 円で 87 枚作成する契約をした場合

事例 C : ポスターの単価 5,000 円で 100 枚作成する契約をした場合



6 公費負担の手続方法等

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければなりません。

ア 届出先 上市町選挙管理委員会

イ 届出期日 契約が立候補届出前の場合……立候補届出のとき
契約が立候補届出後の場合……契約締結後直ちに

ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

※注意

- 1 「選挙運動用自動車の使用」においては、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合（レンタル方式）」については、自動車の借入、燃料代及び運転手の雇用のそれぞれについて個別の契約書の写しが必要です。
- 2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者（自動車の有償貸付を営む者等）に限ります。

(2) 確認申請

選挙運動用自動車の燃料代並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代……金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成……作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成……作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、既に確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があるため、提出した申請書の写し又は控えを保管しておいてください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 上市町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき町選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに使用(作成)証明書を作成し、契約業者等に交付しなければなりません。

なお、この使用（作成）証明書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町（選挙管理委員会）が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

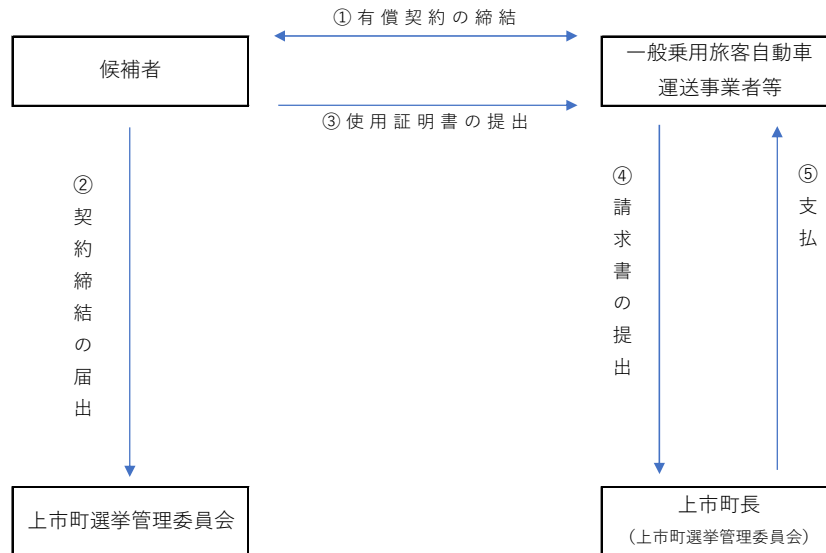
(5) 請求する際に必要な提出書類

区分			必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー方式)		①請求書 ②請求内訳書 ③選挙運動用自動車使用証明書
	上記以外の契約による場合 (レンタル方式)	自動車の借入	①請求書 ②請求内訳書 ③選挙運動用自動車使用証明書
		燃料代	①請求書 ②請求内訳書 ③選挙運動用自動車使用証明書 ④選挙運動用自動車燃料代確認書 ⑤給油伝票の写し
		運転手の報酬	①請求書 ②請求内訳書 ③選挙運動用自動車使用証明書
選挙運動用ビラの作成			①請求書 ②請求内訳書 ③選挙運動用ビラ作成証明書 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書 ⑤納品書の写し ⑥選挙運動用ビラ（1枚）
選挙運動用ポスターの作成			①請求書 ②請求内訳書 ③選挙運動用ポスター作成証明書 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書 ⑤納品書の写し ⑥選挙運動用ポスター（1枚）

7 手続の流れ

(1) 選挙運動用自動車の使用

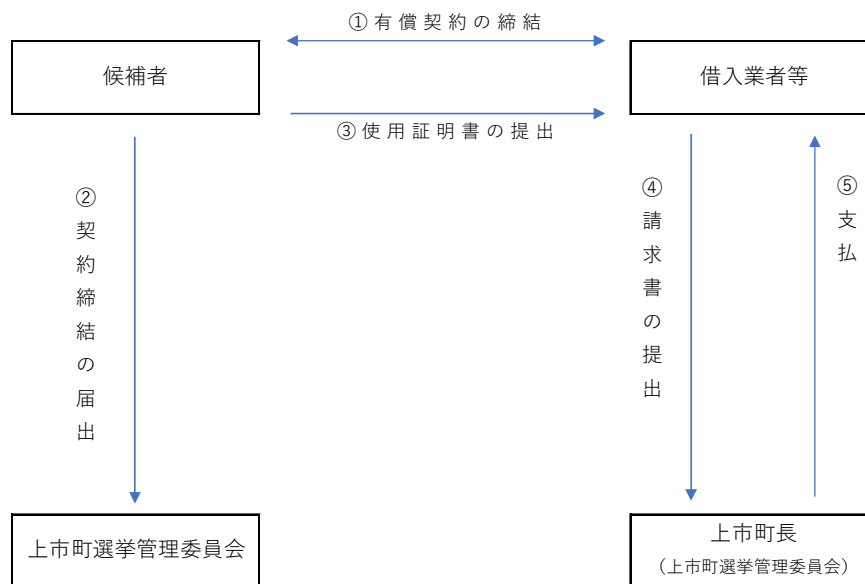
ア 一般運送契約



手順	手続内容	必要書類（様式等）	備考（添付書類）
①	有償契約の締結 （候補者と運送事業者等）	選挙運動用自動車使用の契約に関する書面	
②	契約締結の届出（第2条） （候補者から町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）	①の書面の写し
③	使用証明書の提出（第5条） （候補者から運送事業者等）	選挙運動用自動車使用証明書（様式第10号その1）	
④	請求書の提出（第6条） （運送事業者等から町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）	③の使用証明書
⑤	支払 （町長から運送事業者等）		

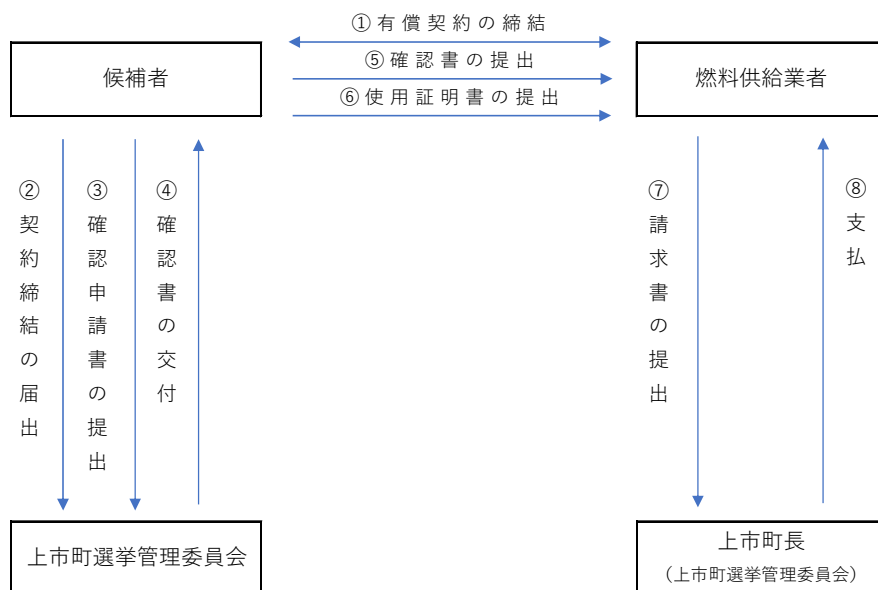
イ 一般運送契約以外の契約

(ア) 自動車の借入契約



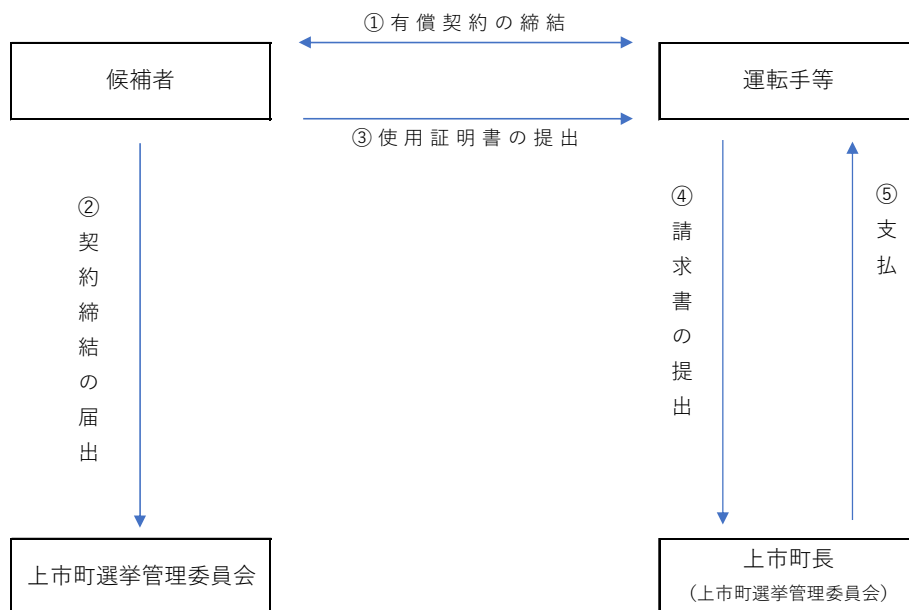
手順	手続内容	必要書類（様式等）	備考（添付書類）
①	有償契約の締結 （候補者と借入業者等）	選挙運動用自動車使用（自動車の借入）の契約に関する書面	
②	契約締結の届出（第2条） （候補者から町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）	①の書面の写し
③	使用証明書の提出（第5条） （候補者から借入業者等）	選挙運動用自動車使用証明書（様式第10号その1）	
④	請求書の提出（第6条） （借入業者等から町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）	③の使用証明書
⑤	支払 （町長から借入業者等）		

(イ)燃料の供給契約



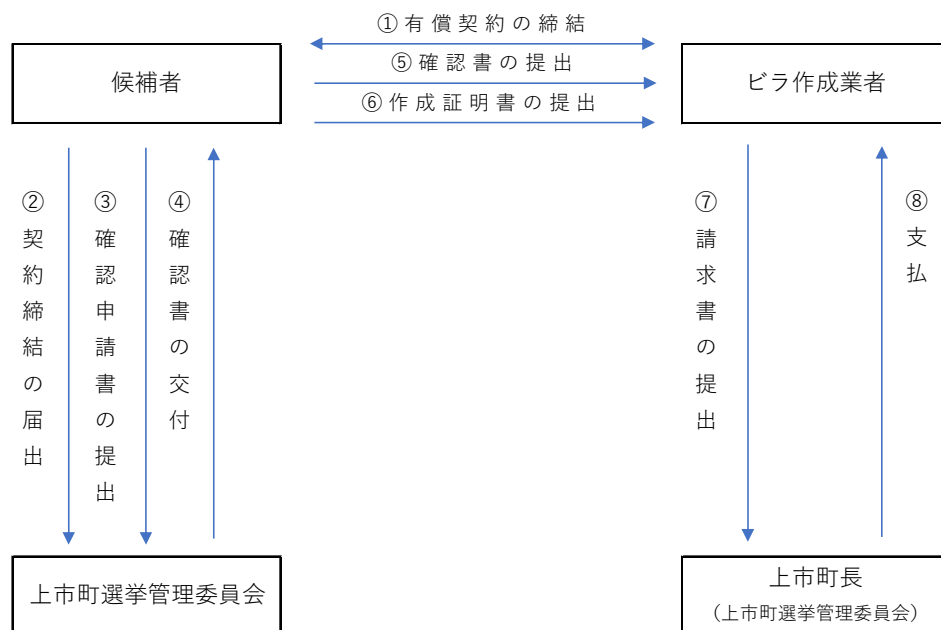
手順	手続内容	必要書類（様式等）	備考（添付書類）
①	有償契約の締結 （候補者と燃料供給業者）	選挙運動用自動車使用（燃料の供給）の契約に関する書面	
②	契約締結の届出（第2条） （候補者から町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）	①の書面の写し
③	確認申請書の提出（第3条） （候補者から町選管）	選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）	
④	確認書の交付（第3条） （町選管から候補者）	選挙運動用自動車使用確認書（様式第7号）	
⑤	確認書の提出（第4条） （候補者から燃料供給業者）	④の確認書	
⑥	使用証明書の提出（第5条） （候補者から燃料供給業者）	選挙運動用自動車使用証明書（様式第10号その2）	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出（第6条） （燃料供給業者から町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	支払 （町長から燃料供給業者）		

(ウ)運転手の雇用契約



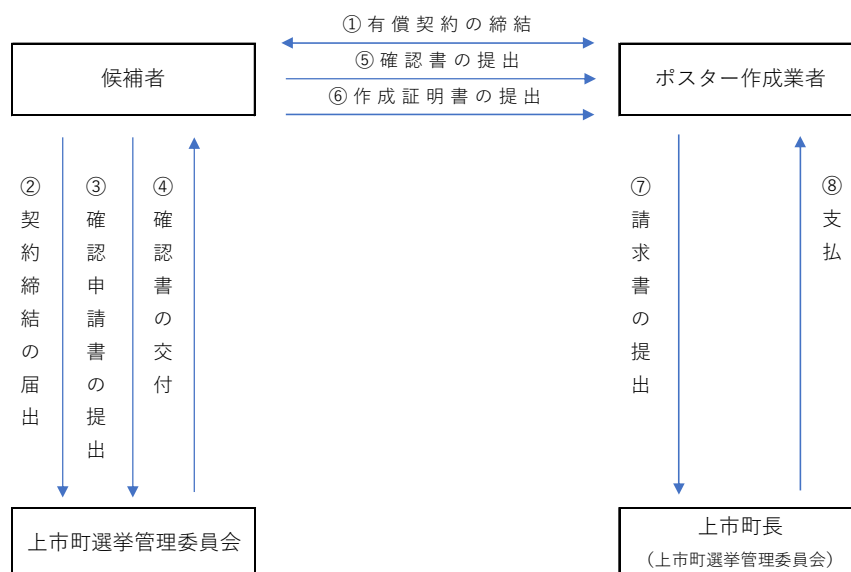
手順	手続内容	必要書類（様式等）	備考（添付書類）
①	有償契約の締結 （候補者と運転手等）	選挙運動用自動車使用（運転手の雇用）の契約に関する書面	
②	契約締結の届出（第2条） （候補者から町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）	①の書面の写し
③	使用証明書の提出（第5条） （候補者から運転手等）	選挙運動用自動車使用証明書（様式第10号その3）	
④	請求書の提出（第6条） （運転手等から町長）	請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）	③の使用証明書
⑤	支払 （町長から運転手等）		

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担の手続方法



手順	手続内容	必要書類（様式等）	備考（添付書類）
①	有償契約の締結 （候補者とビラ作成業者）	選挙運動用ビラ作成の契約に関する書面	
②	契約締結の届出（第2条） （候補者から町選管）	選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）	①の書面の写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出（第3条） （候補者から町選管）	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）	
④	確認書の交付（第3条） （町選管から候補者）	選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第8号）	
⑤	確認書の提出（第4条） （候補者からビラ作成業者）	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出（第5条） （候補者からビラ作成業者）	選挙運動用ビラ作成証明書（様式第11号）	納品書の写し
⑦	請求書の提出（第6条） （ビラ作成業者から町長）	請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第14号）	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し 選挙運動用ビラの見本
⑧	支払 （町長からビラ作成業者）		

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の手続方法



手順	手続内容	必要書類（様式等）	備考（添付書類）
①	有償契約の締結 （候補者とポスター作成業者）	選挙運動用ポスター作成 の契約に関する書面	
②	契約締結の届出（第2条） （候補者から町選管）	選挙運動用ポスター作成 契約届出書（様式第3号）	①の書面の写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出（第3条） （候補者から町選管）	選挙運動用ポスター作成 枚数確認申請書（様式第6号）	
④	確認書の交付（第3条） （町選管から候補者）	選挙運動用ポスター作成 枚数確認書（様式第9号）	
⑤	確認書の提出（第4条） （候補者からポスター作成業者）	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出（第5条） （候補者からポスター作成業者）	選挙運動用ポスター作成 証明書（様式第12号）	納品書の写し
⑦	請求書の提出（第6条） （ポスター作成業者から町長）	請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第15号）	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し 選挙運動用ポスターの見本
⑧	支払 （町長からポスター作成業者）		

8 選挙運動費用収支報告書の記載について

選挙運動に関する収支は、選挙運動費用収支報告書に記載し町選挙管理委員会に提出しなければなりません。選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要した支出（経費）については、次のとおり記載し（又は記載しない）てください。

- (1) 選挙運動用自動車の使用に要した支出……記載する必要はない。
(公職選挙法第 197 条第 2 項)
- (2) 選挙運動用ビラの作成に要する経費………公費負担される場合であっても記載する。
- (3) 選挙運動用ポスターの作成に要する経費…公費負担される場合であっても記載する。